



住宅用火災警報器で安心

当 消防本部では、住宅用火災警報器の設置率調査を、令和6年1月～5月にかけて、仙南2市7町から無作為に抽出した約330世帯を対象に行いました。皆さまのご協力ありがとうございました。

調査結果は下表のとおりです。大切な生命、財産を守るためにも適正な場所に住宅用火災警報器を設置しましょう。

また、住宅用火災警報器を設置済みのお宅では、定期的に動作を確認し、実際に警報音を聞くなどの点検を行きましょう。

設置状況調査結果(令和6年6月1日現在)

	条例適合率 ^{注1}	設置率 ^{注2}
仙南2市7町	45.0%	92.0%
宮城県平均	70.6%	93.4%
全国平均	66.2%	84.5%

住宅用火災警報器の適正な設置場所

寝室 台所 階段(2階以上に寝室がある場合)

注1：条例で設置が義務付けられている場所の全てに設置されている世帯の割合。
注2：条例で設置が義務付けられている場所のうち、1箇所以上設置されている世帯の割合。

地域防災力の向上を！

まずは、
自分自身を守る



自助

発災直後は
自助と共助



公助
～助けます～



共助
～地域のひとと～

災 害への備えを考えると、災害が発生した時に自分自身の身の安全を守る「自助」、地域や周囲の人たちが協力して助け合う「共助」、市町村や消防、県や警察、自衛隊といった公的機関による救助や援助の「公助」の3つに分けることができます。

大規模災害時は公助の機能が著しく制限されてしまい、全ての被災者に公助が行き届くには時間が掛かります。

そのような時こそ力を発揮するのが「自助」、「共助」です。自身と家族の身を守り、地域の人たちと協力して地域の安全を確保しなければなりません。

日ごろから災害に備え、いざという時のために地域防災力の向上に取り組みましょう。

【問い合わせ先】消防本部 ☎0224-52-1050

11・12月は 滞納整理強化月間



税金の納め忘れは
ありませんか？

県と市町村は、11月と12月を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、税金の滞納者に対する徴収対策(文書催告、勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差し押さえ)を強化しています。強化月間中は、ホームページで搜索の様子などを紹介しています。ぜひご視聴ください。

**税金は納期限までに
必ず納めましょう！**

搜索の様子など徴収の取り組み
について詳しくはこちら



<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/zeimu/kyokagekan.html>

宮城県市町村合同



インターネット公売を実施します

令和7年1月9日(木曜日)

午後1時から参加申し込み開始！

滞納者から差し押さえた動産などをインターネット(KSI官公庁オークション)で公売しますので、ぜひ入札にご参加ください。



<https://kankocho.jp/>

【問い合わせ先】

《県 税》

大河原県税事務所 0224-53-3114

県税務課 022-211-2326

《市町税》

お住まいの地域の納税担当課へ

お問い合わせください。